

総務常任委員会

平成29年6月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○奥村 容子	宮崎 和彦
小林 誠	小村 尚己	木澤 正男
伴 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西巻 昭男
同 次 長	谷口 智子	総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	福田 善行
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 係 長	細川 友希	会 計 管 理 者	藤川 岳志
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	生 涯 学 習 課 長	中原 潤
同 参 事	井上 貴至	同 課 長 補 佐	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、小林委員、小村委員のお2人を指名いたします。

お2人には、よろしく願いいたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、議案第19号 斑鳩町の花及び鳥の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐谷まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課
長

それでは、議案第19号 斑鳩町の花及び鳥の制定について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

まちづくり
政策課
長

続きまして、議案書の次のページをごらんいただきたいと思います。

制定内容でございます。町の花。町の花に、サザンカに加えてツバキを制定する。法隆寺で古くから行われている散華と呼ばれる法要にツバキが多く用いられており、今もその習慣が残っている。また、聖徳太子が西暦596年に伊予の温泉に入り、ツバキの木が覆い重なって、美しくあったことを詠まれていることが記録に残っている。

(2) 町の鳥でございます。町の鳥にイカルを制定する。斑鳩町の地名の由来として、この地に、イカルという鳥が群れをなしていたためであることが文献にある。また、聖徳太子が法隆寺を建てるとにふさわしい土地を探しておられると、イカルの群れが集まって空に舞い上がり、ここが仏法興隆の地であると教えたためという伝説がある。

なお、制定日は議会議決日とするものでございます。

また、本議案をご可決いただきましたならば、広報紙、ホームページに掲載いたしますとともに、平成29年9月9日に挙行いたします斑鳩町制70周年記念式典において、斑鳩町の花及び鳥として新たにツバキとイカルを制定したことについて発表してまいりたいと考えております。

以上、議案第19号 斑鳩町の花及び鳥の制定についての説明とさせていただきます。何とぞご理解を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 由来についてはここに書いていただいていますけど、こういうのってというのは、どこでこの、審議っていうんですかね、最終的に結論出していはるんですかね。候補どうするとかいうことになって、相談してはる体制っていうんですかね。例えばツバキがどこからその声があがってきて、そういう対象になったのかっていう。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、イカルから申し上げますと、やっぱりイカルにつきましては、以前から、やはりイカルについては、あっちこっち、店舗なんかでイカルの写真を撮って、やっぱりこれを広めようと。イカルっていうのは竜田公園にあるということで、非常に写真の観察会とか撮影会をしておられる方もおられました。その方がいろいろされておりました。そうした中で、やはり町制70周年を機会にいたしまして、また、あと数年後に聖徳太子御遠忌がございます。そうした中で、鳥をやっ払いこうと。

それで、鳥をするならやっぱりもう1個、花というのも、やはりツバキのほうで、法隆寺さんのほうで、やはり大野管長のほうからも、やっぱりツバキというのは非常にめでたい花で、非常にずっと、以前、もう昔から、それはもう散華、会式の中の散華の中で境内にまいているということでした。それでまた、松山市さんのほうでも、やはりツバキを町の花として咲いておりまして、そうしたら、町制70周年ということで、この際やっぴいこうということで、以前の委員会でも町の花と鳥を制定、今後していきたいということでお話をさせていただいたところでもございまして、それで、その後、広報等におきまして、ツバキとイカルについての紹介をやっぴシリーズでさせていただきましたし、今回、写真の募集、フォトコンテストの中でも、やはりツバキとイカルを入れさせていただいて、非常に多くの方から、非常にイカルを撮るのが難しいですけども、やはりその瞬間、瞬間を捉えていただいて、長い時間、竜田川公園で待機していただいて、非常にありがたく、募集も多かったのもので、ありがたく思っているところでもございます。そうした経緯でもございます。

木澤委員 今、副町長おっしゃっていただきましたけど、イカルにつきましては、住民の方からもそういう運動があるということでお聞きしていたので、そういう経緯があるのかなとうっすらとは思っていましたが、ツバキについてはちょっとわからなかったのもので、しかも2つ目っていうこともありましたので、確認させてもらいました。結構です。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございせんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第23号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。まず、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金で、国の幼児教育の段階的無償化の取り組みとしまして、低所得者等の保育料負担軽減措置を実施することから、保育園保育料5万2,000円の減額をお願いするものであります。

次に、第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、第6目 教育使用料で、保育園保育料と同様の理由により、幼稚園入園料1万円、幼稚園保育料4万7,000円の減額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、保育園保育料負担軽減措置に伴う国の負担金として、子どものための教育・保育給付費負担金9万8,000円の増額をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、斑鳩黎明保育園の増築支援における国の交付金の交付要綱が改正され、算定基準額

が見直されたことなどにより交付金が増額となる見込みであることから、1,750万5,000円の増額をお願いするものであります。

第5目 教育費国庫補助金では、幼稚園保育料負担軽減措置に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の影響分として、国庫補助金7,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、施設型給付費等負担金4万9,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 財産収入、第2項 財産売却収入では、第2目 残余財産収入で、西和衛生試験センター組合の解散に伴う残余財産が配分されることから、1,181万1,000円の増額をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。

第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員の安全装備の充実として実施する防火衣等の購入費用が自治総合センターコミュニティ助成金の対象事業として決定されたことから、100万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

歳出予算の補正についてであります。

初めに、第2款 総務費、第2項 徴税费では、第2目 賦課徴収費の第12節 役務費で、個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書等において、地方税法施行規則の改正に伴い、今年度から個人番号を記載することとなり、送付の際の個人情報保護のため簡易書留にて送付することとし、その加算料金として、通信運搬費176万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた斑鳩黎明保育園の増築支援のための私立保育所施設整備費補助金1,972万8,000円の増額をお願いするものであります。

第2目 保育園費及び第3目 児童保育費では、保育園保育料負担軽

減措置に伴う影響分として、それぞれ財源振替をお願いしております。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第2目 道路新設改良費で、神南4丁目地内の町道501号線拡幅のための事業用地を確保する費用として、第13節 委託料で35万円、第17節 公有財産購入費で185万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、法隆寺南大門前の奈良交通バス停留所を法隆寺iセンターに近接する場所に移設してまいりたいことから、第13節 委託料で50万円、第15節 工事請負費で350万円の増額をお願いするものであります。

次に、第5項 住宅費では、第1目 住宅管理費で、町営住宅興留東団地において新たに1件の退去があり、その解体工事を実施することから、第15節 工事請負費で272万2,000円の増額をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、歳入で申しあげた自治総合センターコミュニティ助成金の財源振替をお願いしております。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第3目 私立学校振興費で、幼稚園保育料負担軽減措置に伴う私立幼稚園保育料の影響分として、私立幼稚園就園奨励費補助金2万4,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 小学校費では、第2目 教育振興費で、国において、要保護児童生徒に対する新入学用品費等の補助単価を引き上げる見直しがあったことから、準要保護児童に対しても合わせて引き上げることとし、第20節 扶助費で就学援助費50万4,000円の増額をお願いするものであります。

13ページにお移りいただけますでしょうか。

第3項 中学校費では、第2目 教育振興費で、小学校費と同様の理由により、第20節 扶助費で、準要保護生徒に対する就学援助費78万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、幼稚園保育料負担軽減措置に伴う影響分として財源振替をお願いしております。

最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として189万9,000円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第23号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 幼稚園の就園奨励費の補助金の関係なんですけども、こっちのほうで言うと国の負担あるんですけど、入園費のほうは国のほうの補助っていないのはないんですかね。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 この準要保護のですね、対象にした就園奨励事業なんですけれども、国の補助については、現在は廃止されておまして、交付税算入という対象になっております。以上でございます。

木澤委員 それともう1点、特別徴収の関係ですね。今回、今年度から個人番号を記載するということで、国のほうからそういう指示があつてということやと思うんですけども、そもそも個人番号を掲載しなければいけないのかですね。新聞報道なんかを見ていると、掲載せずに発送している自治体なんかもあるんですけども、そこは、斑鳩町としてはどういうふ

うに考えてはるんですか。

委員長 本庄税務課長。

税務課長 今回、マイナンバー制度の導入に伴いまして、特別徴収税額通知書のほうに個人番号、いわゆるマイナンバーを記載するというので、その理由といたしましては、特別徴収税額通知書、当該通知書に個人番号を記載することによりまして、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号が共有されると。そのことによって、番号法が目的とする公平・公正な課税や事務の効率化につながるものというところで、平成27年に法律改正が、施行規則の改正がございまして、当該通知書に個人番号欄が設けられたというところでございます。

その後の通知、今、委員おっしゃっていただいておりますように、各市町村、取り扱いいろいろ検討される中で、本年3月に国のほうから通知がございまして、地方税法の規定によって、個人番号欄、施行規則に定められる個人番号欄の削除、これはできませんと。あるいは個人番号不記載、あるいはアスタリスク等による一部記載、これについても認められないという通知が来ましたことから、当町といたしまして、法令順守あるいはその当該通知に基づきまして、個人番号を記載して通知をするということとさせていただいたというところでございます。

木澤委員 施行規則で、それ、認められないというふうになっているということと町はそうしてはるんですけど、そうすると、ほかに記載していない自治体に対しての国の対応っていうのはどんなふうになっているんですか。

税務課長 国のほうからの通知におきましては、基本、国といたしましては、12桁、いわゆるマイナンバーをきちっと記載するというを前提とした通知になっておりまして、市町村に対するいわゆるペナルティ的なものは全く記載されていない、今、現状、当町受け取っておる通知に関してはそういう状態になっておるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

木澤委員　今回、これ、補正組んでいただいているのは、特別徴収にかかって簡易書留で出されたということで、176万8,000円余分に費用がかかってきているわけですね。だから、マイナンバー記載しなかったら普通郵便で出せますので、この費用は発生しないってことになるんですけども、この簡易郵便にかかるね、費用っていうのは、国のほうで見てもらえるんですかね。

税務課長　個人住民税に係ります徴収の費用に関しましては、県のほうから、今、納税義務者1人当たり3,000円ということで徴収取扱費の交付を受けておりますけれども、そこらの改正はございませんので、そういった意味では当町の一般財源、いわゆる徴税経費の増というところになるところでございましてけれども、あくまで個人情報保護というところに斑鳩町としては重点を置かせていただきまして、費用負担かかるものの、個人さんの、いわゆる個人番号という個人情報を保護するという観点からそうさせていただいたというところで、ご理解をお願いしたいと思います。

木澤委員　当然、番号記載して発送するんやったら、きちっと書留でね、送って、何て言うんですかね、不在で受け取りがされなかって放置されるような状況になったらまずいので、それは町の責任としてもきちっとやっていただくべきやなというふうには思っていますけども、記載しなくてもいいんだったら発生しない費用ですから、それについては、今後ね、やっぱり国に対して、記載しなくてもいいのであればそういう方向性示してほしいですし、きちっとやっぱり記載して出せというのであれば、この書留にかかる費用はね、国できちっと持ってもらってということも、担当のほうからも言っていただきたいなというふうに思います。

あとこれ、町内の業者さんっていうのは、何社あるんですかね。

税務課長　こちら、今回補正あげさせていただいた予算上の数字にはなりますけれども、一応、斑鳩町内の納税義務者の方の分の特別徴収をしていただ

いている事業所は、約4, 300事業所となっております。

木澤委員 このうち、発送して戻ってきた、受け取りができなくて戻ってきたっていうのはあるんですか。

税務課長 給与支払報告書、いわゆる事業所の所在地等の総括表を付けて送っていただくのが年明け1月末までということになっておりますので、それ以降に所在地の変更等々ございまして、数件、実際には宛所に尋ね当たらないということで戻ってきた分ありますけれども、確認をいたしまして、再送付を書留で送らせていただいて、全て送達をされたという状態になっております。

木澤委員 確認しておきたいんですけども、今回の個人番号が記載されたものについての取り扱いですね、は、誰でもできるわけではないというふうに思いますけども、その担当の方しか伝えないということについての注意書き等ですね、については、十分掲載していただいているんでしょうかね。

税務課長 そのあたりは、国のほうからも通知が来ておりまして、それに基づいて、同封しております特別徴収の案内のほうに、特別徴収以外の事務には使えない等々の留意事項に関してはきちっと記載をして送付をしているところでございます。

木澤委員 町のほうにおかれては、法に従ってっていうんですかね、国の示す方針のとおりにいただいているということですけども、今後ですね、やっぱり全国的な動向も見えていただいでですね、町にとっても負担の少ないほうですし、実際にこの個人番号っていうのは、別に記載されていなくても取り扱い事務に支障はないというふうに思いますので、今後の国の動向にも注視していただいでですね、また方向性についても、変更があるようでしたらご報告いただきたいというふうに、お願いしておきます。

委員長 ほかにございせんか。 小林委員。

小林委員 法隆寺門前バスの停留所の移設についてなんですけれども、具体的に、松の木を切るのか、切らないのか。1か月前の委員会でもですね、この10年間、松の木が、景観がどんどん、どんどん、松の木が減っていくと。その中で、数十年後の、斑鳩町としては、景観どのように考えていますかというふうに質問させていただいたら、町長のほうからご答弁いただきまして、それで納得はさせていただいたんですけれども、それを受けてですね、職員さんも、このバスの停留所の移設について、具体的に前を、現場を見させていただきますと、ちょうど目の前は松の木もまだ生えていますので、そこから北側が枯れて、どこも木がないんですけどもね、ちょうどiセンターとかテラスの前の松の木はまだ生えていますので、わざわざバスの停留所を移設することによって、その松の木を切るのかどうかについて、ちょっとどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

委員長 この問題は所管外ですので、担当課がいてないもので、池田副町長に答えてもらいます。 池田副町長。

副町長 建設水道常任委員会でもお話しさせていただいておりますけども、バスの位置等については、今、警察と奈良交通等々と議論をしているところでございます。信号からの距離もありますので。

その中で、今、松の木について質問されました、それにつきましても、当然、考慮しながら、警察と、また奈良交通、郡山土木と詰めていきたいと考えております。

なお、松の木の伐採、枯れている状況については、もう郡山土木、あれ以降すぐ郡山土木、また県の担当の局長のところへ行って、写真も見せて、こういう状況ですということで要望をしておることも付け加えてご答弁をさせていただきます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第23号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 付託議案、(3) 議案第25号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生涯学習
課長

続きまして、2枚目でございます。2枚目を朗読いたします。

(2枚目朗読)

生涯学習
課長

次に、3枚目をごらんください。

工事位置図でございます。赤色で明示しておりますとおり、県道奈良・大和郡山・斑鳩線の東側に位置しております。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから、工事の請負契約に

ついて、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方及び契約金額につきましては、去る5月16日、指名競争入札を行い、株式会社青山組、落札率89.9%の1億7,988万3,720円となっております。

次に、工事概要であります。同じページの下側、史跡中宮寺跡整備イメージ図によりまして、説明をさせていただきます。なお、本イメージ図は基本設計時のものでありますので、現在の計画と若干異なっている箇所がございますので、あらかじめご了承お願いいたします。特に大きい点で申しあげますと、図のほぼ中心部分、金堂や塔のあった基壇の東側には、車椅子の方でもご見学いただけるよう、スロープを設置しております。

今年度は、事業地の南側部分を中心に工事を行います。トイレやあずまや、ベンチなどの便益施設や休養施設の設置、また、遺跡全体の説明板などの学習施設の整備、さらに、イメージ図で緑色で示した範囲の植栽などを予定しております。

なお、中宮寺跡の整備工事につきましては、今年度で終了予定でございます。

以上で、議案第25号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご可決賜りますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これについては、これまでも説明受けてきましたし、整備した後にどう活用していくのかっていうことが、また今後、問題になってくるかと思えますけども、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、落札率が89.9%ということで、競争性働いているのかなというふうに思いますが、応札業者は何社あったんですか。

生涯学習課長 入札に関しましては12業者ございまして、うち2社が辞退でございました。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 イメージ図見せてもらったんですけど、多分北側にね、駐車場つくってというようなことを聞いたんですけど、その工事は、今の工事でやるんですかね。

生涯学習課長 史跡地外の北側の関係でございませんけれども、今回、この工事請負契約には入っていないところでございません。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、北側に駐車場つくってという話は、以前にもこの委員会に報告していただいでいませんかね。

委員長 清水教育長。

教育長 以前というか、もうこの史跡中宮寺跡、公園を整備する一番当初のときにですな、そういった構想もあるといった紹介をさせていただいた経緯はございませんが、今現在のところ、これについては、まだ未定であります。

木澤委員 以前ですな、委員外の方になりますけれども、この中宮寺跡を整備していく中で、駐車場設けるんですかと言うたときに、中には作りませんというふうに言っはったと思いでいませんけれども、しかし、利用していただくに当たり、やっぱり駐車場があつたほうがいいというふうに考へては、今後整備していこうというふうに思っはるんやつたら、方向性なりですな、固まつた時点で、どういふふうになるのかつていうのも報告していただきたいというふうに思いでいませんので、これはお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議 長 これ、私の提案ですが、委員長に対して提案ですねんけど、いいタイミングのときに、一度これ、見学っていう、委員会として、工事に支障のないタイミングで考えていただくちゅうというのは、どんなものでしょうかね。

委員長 この史跡中宮寺跡整備期間中ということですね。

議 長 ある程度いいタイミングでどうかなと思うんですが。

委員長 これ、今、伴議長からありましたけれども、これはまた当委員会で委員さんともいろいろ協議させていただきまして、なるべくなら現場へ出て様子を見るという形にしていこうとは思いますが、それはまた、今度かな、次か次の委員会で協議していきたいと思いますので。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 中原生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

まず、平成28年度斑鳩町文化財センター入館状況についてであります。お手元に配付いたしております資料1、平成28年度斑鳩文化財センター入館者数(平成29年3月31日現在)をごらんいただけますでしょうか。資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から4で特別展、速報展の開催期間における入館者数、そして、5で入館者総数に区分して整理しております。

一番下の5のところではありますが、平成28年度の入館者数は10,321人で、平成27年度と比較して2,137人の減少となりました。減少しました主な理由といたしましては、通常開館において、学校や団体及びグループによる見学数が前年度に比べて減少したことや、秋に県内のほかの文化財施設の開設等の影響により、秋季特別展の入館者数も含め減少したものと分析しております。引き続き入館者数を増加できるよう、リピーターの確保などに努力してまいります。

次に、展示関係についてであります。

現在、5月27日から7月2日までを開催期間といたしました春季特別展「斑鳩古塔展―聖徳太子ゆかりの古代寺院の仏塔―」を開催しております。展示会の開催日前日となる5月26日に開会式を開催しましたところ、伴議長様と嶋田委員長様にはご出席を賜り、ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。また、関連行事といたしまして、去る6月10日に、斑鳩町文化財保護審議会会長の鈴木嘉吉氏による「斑鳩の五塔」と題した歴史講演会を開催し、150名の方にご参加をいただいたところでございます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。春季特別展開催期間中の6月19日に開催を予定しており、平成28年度

の事業報告を行いますとともに、今年度実施予定の事業につきまして、ご指導を賜わってまいります。

次に、こども考古学教室の開催についてであります。例年、多くの参加者を得て好評のこども勾玉づくり教室を8月6日に、こども鏡づくり教室を8月25日に、ともに夏休み期間中に開催してまいります。

次に、太子道日本遺産認定推進協議会についてであります。4月の太子道に係る日本遺産認定の見送りの通知について、さきの委員会でご報告いたしましたけれども、その後、町内部で検討いたしました結果、太子道をテーマとしたものでは、構成文化財の多くが伝承に基づいたものであることや、道として現在つながっていない箇所やルートとして不明な箇所があることなど、来訪者に実際に来て歩いていただく際の魅力につながりにくいことなどから、日本遺産の認定は非常に難しいと考え、会長を務めておられます王寺町に対し、退会の届け出を提出したところでございます。今後は、2021年の聖徳太子千四百年御遠忌に向けて機運の醸成を図っていく中で、議会とも相談をさせていただきながら、聖徳太子をテーマにした新たな形での日本遺産について検討してまいりたいと考えております。

次に、兵庫県朝来市との交流についてであります。こちらは昨年度と同様に、まだ協定の締結前でございますけれども、朝来市側からのお話をいただいたことから始めているものであります。去る5月19日に、法隆寺食封のあった地区であります枚田郷にある枚田小学校が、奈良に修学旅行に来るのに合わせまして斑鳩町を訪問され、法隆寺や藤ノ木古墳の見学のほか、斑鳩小学校の児童とも交流をしたところでございます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があれば、お受けいたします。
小村委員。

小村委員 2点目の太子道日本遺産認定推進協議会からの脱退についてなんですけれども、まず、手続き的なことをちょっとお聞かせいただきたいんで

すけど、昨年7月の推進協議会参加の際ですね、当町では、庁内でどのような協議をし、参加することに対する意思決定をされたんでしょうか。

委員長 清水教育長。

教育長 そもそも当町ですね、こうしたことで日本遺産の認定についてですね、王寺町さんのほうからお誘いかけがございまして、聖徳太子ゆかりの土地だということだったら太子道、筋違道と葬送の道ということで、やっていかないかということありましたので、もともと出発点、法隆寺のある斑鳩町でございますので、そういうことでしたらということ、入らせていただくかということの中で、庁内、部長会等々ですね、話しをして、最終的にそういう決定をしたということでございます。入ることについて。

小村委員 構成団体の多数から、小城町長、会長職を依頼されたというような話も聞いているんですけども、その事実に関して、確認させていただきたいと思います。

教育長 多数から、斑鳩町が出発点ということもあるので、そういった声もあったかには聞いておりますけれども、そもそも、発起人っていいですか、王寺町さんの王寺町長がなられるのが適当であるということで、皆さん、最終的には、王寺町長を会長へ推されたということでございます。

小村委員 次にですね、本年4月に認定されなかったという際に、協議会では、次回に向けて、引き続き認定遺産に頑張ろうというような意思確認っていうのは、協議会の中ではなかったんでしょうか。

教育長 協議会は、開かれておりません。

小村委員 これ、5月29日付にですね、事務局を受け持っている王寺町に文書で通知をしたというふうに、新聞報道等でされてはいますけれども、この

議論の中でですね、郵送した退会届の文書っていうのは、公印のついたような文書で、この委員会に提示していただくことは可能でしょうか。

教育長 その文書の写しについては、当然、委員会に求められたら、提示はさせていただきます。

小村委員 そうしたら、委員長、これ、委員会として提示いただくことをお願いすること、できますかね。

委員長 その脱退届の文書を、皆さん、要望されます。 木澤委員。

木澤委員 委員の中で要望される方があるんでしたら、出していただければと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時43分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、理事者側、文書を口頭で読んでいただけますか。

清水教育長。

教育長 それなら、私、朗読させていただきます。文面全て朗読させていただきます。

委員長 もうちょっと大きい声で。ちょっと聞き取りにくい。

委員長 ああ、すみません。

文面全て朗読をさせていただきます。

一番上でございます。斑教生文第84号。平成29年5月29日。太

子道日本遺産認定推進協議会 会長 王寺町長 平井康之様。斑鳩町長 小城利重。ここに、公印が押してございます。

太子道日本遺産認定推進協議会の退会について、という題名のもと、初夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、太子道の日本遺産の認定については、昨年7月に太子道日本遺産認定推進協議会を設立以来、これまで平井会長を中心にご尽力いただき、今年2月にその申請を行うものの、このほどその認定が見送られるという残念な結果となったところであります。そうしたなか、斑鳩町では今後、聖徳太子千四百年御遠忌に向けて機運の醸成を図っていくなかで、様々な事業展開を検討してまいりたいことから、このたび太子道日本遺産認定推進協議会から退会をさせていただきたいと考えておりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます、というのが文章でございます。

委員長 小村委員。

小村委員 このさまざまな事業展開っていうのは、前回、事前委員会でですかね、おっしゃっていた、平群、安堵、こういったことを考えてっていうことなんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 この文面にあります、先ほど教育長の申しあげました、聖徳太子千四百年御遠忌に向けて機運の醸成を図っていく中で、さまざまな事業展開を図っていきたく。ここで言うさまざまな事業展開は、千四百年に向けてのさまざまな事業展開と。そうした中で、日本遺産認定については、ということで、文面にはなっております。

ここで言うさまざまな事業展開は、千四百年に向けてのさまざまな事業展開でございます。この前の委員会の説明でさせていただいた枠組みについては、新たな日本遺産の枠組みについては、今後、検討していくということでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時49分 再開)

委員長

再開いたします。

ただいま、理事者側より退会届のコピーを配布していただきました。これも踏まえて、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

小村委員。

小村委員

今、ご答弁もいただきましたけれども、「聖徳太子千四百年御遠忌に向けて機運の醸成を図っていく中で、さまざまな事業展開を検討してまいりたいことから、このたび太子道日本遺産認定推進協議会から退会をさせていただきたいと考えております」というふうな文章なんですけど、これが脱退の理由として、受け取った側が理解されるのかっていうのが疑問なんです。これについては。そのさまざまな事業展開していくのであれば、推進協議会に入って、太子道も1つの選択肢として入れておくべきではないのかなと思うんですけど。

委員長

清水教育長。

教育長

先方様のご理解苦しむといったことをございますけども、私どもが考えておりますのは、この前の、今年度、29年2月申請の分で見てもらえたら、大阪から樞原まで続く竹内街道がございます。あの竹内街道につきましてはですね、歴史的史実に基づきまして、現在におきまして、周辺の歴史遺産とともに継承されて、その価値と魅力が実際の観光資源としてあるということで認められたということをございます。

その一方で、私どもが申請をしておりました太子道につきましては、その構成をする文化財の多くがですね、どう言ってもいいんですか、伝承に基づくものであって、実際にはその道がつながっていないところがありますとか、歴史的に、実際にその道がそうだったのかということが、

まだ確定されていない部分も、未確定な部分もたくさんございます。そして、一番の目的である、日本遺産の目的であります、そうした地域的に連続性を持たせた観光資源として、日本各地に、もっと海外からですね、そういう観光客、訪問客を呼び込もうといった第一目的からは、若干難しいということもありました。

今回、そういった竹内街道が認められたということで、比較して太子道を考えました場合、どうしても、再度認定申請をしてもですね、認められることが難しいという判断をさせていただいたということが、もう1つの理由であります。

小村委員 今、ご説明いただいて、その内容についてはまた後でお聞きしたいんですけど、実際に、私、推進協議会の首長とメールでやりとりしたんですけども、その内容をそのまま読み上げますと、僕が、今後の斑鳩町との団結に対する影響はあるかというふうにお聞きしたところ、「今すぐに影響するとは考えていません。しかし、脱退の理由など、説明はいただきたいと思います。本当にある日突然、何の説明もないままです」というふうなメールをいただいております。これ、三宅町の町長です。

教育長 三宅には、たしか私、行かせていただいたと考えていますけども、教育、三宅は、そうそう、その担当部門の部長と話しさせていただいたんですけども、文書を持って行かせていただいて、かくかく、こういう理由でということでお伝えしたところ、町長のほうにその旨をお伝えするといったことではございましたので、まさかそういう回答されるとは、ちょっと、私もちょっと意外だというふうに思っております。

小村委員 これ、多分、教育長が行った後の出来事やと思うんです。きのう、僕、メールしていますので。そういう意味では、やっぱり誤解を与えているということやと思うんです。やっぱりこの文面、僕見ても、やはりちょっと、こう、何で抜けたのかな、推進協議会を脱退したのかなっていうのを、ちょっとやっぱり理解苦しむのかなっていうふうに思います。それは、私自身はそう感じるっていうことで終わっておきます。

次の質問させてもらいます。

これ、退会届を提出するまでに、ほかの13団体に対してですね、下相談とか、こう、打診、こういうふうにとちょっと脱退を考えているというような打診はあったのか、それとも、突然の退会だったのかというのをお聞きしたいと思います。

教育長 退会を考えているといったことについて、ほかの市町村さん、お寺さん等々にですね、事前にそういった話はしておりません。

突然とおっしゃいますけれども、一定の意思決定をする中で、早期にそういった意思を示していくのが非常に大事だということで、手分けしてですね、関係団体、お寺も含めて、その日のうちに全部、説明しに、文書持って説明をしに行ったということでございます。

小村委員 これ、斑鳩町が抜けたことで、これ、もう、太子道は日本遺産認定になることは、非常に厳しい。推進協議会の人も、もう解散しなければいけないというような話も出てきている中で、すごい大きな影響を与えていると思います。

今、構成団体へそれぞれ事後報告、連絡しているということなんですけど、これ、議会の、事前議会、5月にあったと思うんですけど、今。

委員長 小村委員。事前議会やなしに、閉会中の委員会。何かあつての事前やなしね。

小村委員 閉会中の委員会。閉会中の委員会で、ご答弁、これ、今、手元にあるんですけど、町長から、木澤委員の質問した、日本遺産認定が見送られたということでしたけども、それ、ちょっと詳しく教えてくださいって質問に対して、これ、町長の答弁見ても、脱退するっていうのは、議会に、これ、報告いただいているのかどうかっていうのがちょっとわからない文面なんですけど、町部局としては、これ、議会に脱退をちゃんとお示したという思いですか。

教育長

前回、町長の説明していただいた部分については、はっきりと脱退するといった文言等々についてはなかったと思いますけども、その後、いろいろ協議をする中で、先ほど申しあげた理由によってですね、これはこちらの千四百年御遠忌に向けてですね、結集していったほうがいいだろうということで結論に至ったということをごさいます、直近のきょうの委員会でそうしたことについて説明をさせていただいたということ、ご報告をさせていただいたということをごさいます。

小村委員

これ、その時点では決定していなかったから議会にも報告、閉会中の委員会にも報告いただけなかったってということなんですけど、やはり、すごい、こう、6月2日の奈良新聞の朝刊ですかね、それに出て、いろいろな住民さんから、これまで、何で脱退したんだというようなことがあるんですけど、私たちも答えられないですよ、事前委員会も報告なかったの。だから、そういった意味で、何か報告する、僕らに報告いただく手だてがなかったのかなってというのが、思いなんです。

教育長、歴史性が薄いついていうような答弁、先ほどあったと思うんですけど、この日本遺産認定になるに對してですね。これ、歴史のやっぱり史実っていうのは、日本遺産に認定される上ですごい重要視されるものなんでしょうか。

委員長

池田副町長。

副町長

日本遺産に認定されるのは、歴史の史実というのは非常に重要視されます。そうでないと。それは、世界遺産と一緒になんです。世界遺産も、きちりとした、歴然とした事実に基づいてされます。例えば世界遺産の、あちこち認定申請されますけども、やはりいろいろな要件で、ほとんどが認定されない状況になっております。

今、小村委員の質問聞いておりますと、再申請すれば日本遺産に認定されるようなニュアンスでされておりますけども、文化庁、昨年度、うちの担当と王寺の担当と、文化庁へ数度、これの申請に行っております。その中で、申請の段階で、当初行ったときから、非常に難しいニュアン

スで言うておられました。その中でも、資料を持って行っても、観光云々より、その中でも非常に厳しい指摘はあるんです。そうした中で、王寺の担当者から王寺の町長にどう伝わっているか知りませんが、うちの担当に聞く限り、また、文化庁の、いろいろな日本全国の認定を受けられるところ見てみましたら、やはり非常にシビアに認定をされております。そうした中で、もう日本遺産は非常に困難で、非常に困難と、もうほとんど困難であるという認識はしておりますし、文化庁もそういう判断です。

そうした中で、王寺の町長も、認定をされないときのインタビューの中でも、王寺の町長としては再申請されたいようなニュアンスで言うておられましたけども、町のほうの担当の文化庁との協議の中では、非常に斑鳩町は、このまま入っていたところで、もう1回やっていって、やっていっているだけで、時間を潰すだけであると。そうするなら、新たな枠組みで日本遺産を目指していこうと。それが、この地域の、地域全体か、聖徳太子関連の自治体にとってはいいという判断をさせていただいたわけでございます。

そうした中で、6月中に早く協議会を開きたいと、いろいろ催促がありますので、町としては、早く町の判断をして報告すべきであるということで、あの通知をさせていただきました。

小村委員 今、ご答弁いただいたときに、日本遺産認定ってなかなかハードルが高いって言うところもあると思うんですけども、これ、文化庁の記念物課、日本遺産担当の役職の方に連絡とってみたんですけども、その中で、議事録の中で、役職持っている方、職員さんは、何で、何が足りなかったのかって聞いても、僕の口からはそういうの何とも言えないと。ただし、審議委員の中ではどういった意見が出ていたかっていうと、イベントなどの集客でもっと魅力的なしつらいができると思うとか、事業が興味を引かないものであった、もう少しインパクトのあるストーリーを考えていただきたいというような、審議会の議事録からは、あるんですね。日本遺産の認定基準も、1、2、3、今、ここにあるんですけど、見ても、やっぱりストーリーっていうのがキーワードになっていると思う

んです。そういったことも含めて、日本遺産、ハードルは高いとは思いますが、可能性としては、本当になかったのかなっていうのが、1点、疑問です。これは、議論してもね、仕方がないことなのであれなんですけれども。

そういった中で、この14団体で連携して推進協議会進めていくっていうようなことは必要だったのではないのかなというふうに思います。

今、大きな、新聞でも報道されましたし、テレビでも報道もされていますので、本当に大きなところに波紋があると思うんですけれども、斑鳩町の第4次総合計画の、斑鳩町観光戦略の中で、11ページに、この、2017年3月現在って書いていますけれども、あげていますよね、この太子道の遺産。太子道日本遺産認定に向けて活動すると明記されていますけど、このことについては、もう方向転換ということですね。

副町長 太子道については、もう、この、1回申請して、もう不認定なったと。それで、今申しあげていましたように、新たな聖徳太子としての日本遺産を目指すということで、前向きに進んでいきたいと考えております。新たな枠組みで。

小村委員 今回、斑鳩町だけじゃなくて、ほかの市町村でもですね、総合戦略にこの太子道について書かれているところがあるので、やはり、これ、すごい大きな波紋を起こすというところなんですけど、これからのこの構成団体との連携、斑鳩町のまちづくりに欠かせない法隆寺さんの関係とか、友好姉妹都市、各市町村との関係ですね、それについては、今後も影響ないっていうふうにお考えですか。

副町長 まず、奈良県を見ても、やはり聖徳太子に関係する市町村というのは。

ここの、今、太子道、これはね、太子道日本遺産認定推進協議会となっております。ここからは脱退するということです。奈良県で聖徳太子に関係する市町村、これ以上に、もっとあるんです。桜井もあります。高取、信貴山、三郷もあります。それとの連携については、当然ながら、

観光の連携については、もう奈良県も一緒にやっていっておりますし、聖徳太子千四百年御遠忌もありますので、奈良県さんでも聖徳太子千四百年御遠忌プロジェクトを発足して、一緒に推進しております。

全国にも、法隆寺さんや聖徳太子に関係するお寺、市町村、食封、荘園、これ、もう300以上ございます、足して。ここらとも連携して、やっぱり観光の振興には努めてまいりたい、これには変わりはありません。

ですから、聖徳太子さんが太子道を毎年2月22日と11月22日、行っておられますけど、これについては、当然、皆さんに協力をさせていただくと、これには変わりはありません。太子道については。

小村委員 今、副町長からの答弁あったんですけど、こちらがそういった良好な関係、今までどおりっていう形ですけど、相手方があることですのでね、この推進協議会が脱退がどういったような影響をこの後及ぼしていくのかわからないのは、非常に心配しているところでございます。

住民の方からね、僕も言われた言葉の中で、やっぱりすごいきつい言葉もあります。やっぱり身勝手だとか、傍若無人だとか、残念でならないとか、それこそMBSで放送されたような、聖徳太子の和の精神は斑鳩にはないのかというような厳しい言葉をすごい受けています。

その中で、推進協議会の脱退について、これ、王寺の町長も、読売新聞ですかね、翻意してほしいというような記事がございましたけども、これ、退会について、考えを改めるつもりはございませんか。

委員長 小城町長。

町長 もう、全くございません。

小村委員 今、もう改めるつもりがないという答弁でしたので、これは変わらない、最終の決定だと思うんですけども、私自身は、非常に残念です。

日本遺産認定する、しない、そのハードルの高さっていうのもありますけれども、これからね、行政って、単一じゃなくて広域でしっかりと

考えていかなきゃならないというのを、僕、ずっと、持論で持っていて、いろいろな場面で言わせてもらっていますけども、こうやって共同で事業起こしていくっていうことが、今後、斑鳩町がいろいろところで共同の事業起こしていこうと思ったときに、また斑鳩町抜けるん違うかなっていうふうに思われる可能性もあると思うんですね。私自身は、これについては非常に残念で、この、ほかの市町村に連携、今後もしていくっていう意味でも、翻意するべきだと思っています。

それの、私の意見を最後に付して、終わります。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、小村委員からの質問の中で、いろいろ事実関係だとか、経過なんかも明らかになりましたけども、私も、気にしているところは、2つですね。

1つは、議会に対してですね、相談はなかったというふうに思うんです。前回の委員会で、新たな、平群町さんだとか、三郷町さんだとかも入って、1つ提案したらどうかということで、町長答弁してはりますから、そういう方向で協議会の中でまた新たに提案をされるのかなというふうに思っていたら、もう、その後ですね、退会するっていう相談は議会にはなくてですね、いきなりその新聞報道でこちらも知るという状況でしたから、一切相談いただいていないということについては、どういうふうに思っているんですか。

委員長 小城町長。

町 長 副町長も、教育長も申されていますように、竹内街道が通って、この日本遺産が、この太子道が外れたということを考えますと、やはりもう一遍提出するというよりも、我々としては、やっぱり、この部長、あるいはまた相談をかけた中では、もう早く、その再協定するまでに、もう辞退をしたほうが懸命であろうということで、斑鳩町が辞退すると。

ただ、大きな問題は、斑鳩がこの聖徳太子の関係を捉えているわけで

すから、ただ、その、皆さん方がおっしゃっていただくように、斑鳩が
辞退したからどうというよりも、私はあの太子道そのものが、ちょうど
この平成の5年に世界遺産に登録されて、法隆寺が、それからその当時
の管長さんが、3年ぐらいかかってですね、斑鳩町と、大阪府太子町と、
兵庫県の太子町と、友好姉妹を結ぶための努力をされたんです。我々も、
そういう努力をしていったと。そしてそのときに、私としては、今、新
たやけども、その太子道を、この斑鳩、安堵、川西、三宅、そして田原
本、そして樫原と。そしてこっちは、斑鳩の龍田新宮から、そして王寺
の達磨寺から、この尼寺廃寺とか、そして太子道へ行くと、叡福寺行く
という1つのプランをつくったけども、これはもうやっぱり、お寺とし
ては、にわかなものですからと。しかし、これ、つくった以上は、太子
道として歩いていきますよという話を我々にされましたからですね、や
っぱりこういう問題については、非常にやっぱり懸命に考えていかんと、
先ほど副町長申されたように、やっぱり聖徳太子の関係っていうのは、
太子道に限らず、やっぱりいろいろと、これ、あると思うんです。ただ、
そのにわかにつくったということを、亡くなられた高田長老がですね、
私にもいろいろと申されていたし、そういうことの議論っていうのはや
っぱりあると。

ただやっぱり、皆さん方から、太子道を日本遺産にしようということ
で言われたものやから、斑鳩町、いりませんよっていうことは言わない、
やっぱり努力をしていこうということで努力をして、文化庁にもお願い
に行ったこともございます。ただ、今、先ほどおっしゃっていただくよ
うに、やっぱり文化庁としては、そういういろいろな関係等について、
やっぱり難しいのではないかなということ、この、うちの平田から聞
いた以上は、やっぱりそのことを考えて、そして、うまくいかなかった
と、日本遺産に登録されなかったということについて、やっぱりその次
を考えていくなれば、早くそういうことで処置をしようということで、
させていただいたということでございます。

木澤委員

私聞いていることに答えてもうていないんですけど。議会に対して相
談していただけなかったっていうことに対して、町長、どういうふうに

思っではるんですか。

町長　　もうこれは、申しわけございませんけども、そういう日本遺産に入らなかったということは申しあげて、その関係等についての、辞退をするっていうことは申しあげなかったということで、非常に申しわけないということでございます。

木澤委員　　今、町長から反省の弁出ましたけども、町のほうはですね、常に、議会と相談して進めていきますと言うておきながら、いつも、決めたことだけ委員会に報告するという形が、形骸化しているってふうに思うんですね。今回、だから、いい機会ですから、これ、きちっと反省してもらいたいと思います。

それと、先ほど小村委員からも質問がありましたけども、近隣の町との関係ですね。今回、だから、きょうも王寺のほうから傍聴に来られていますけども、斑鳩が急に脱退したというふうに受けとめてはって、それについて、近隣の関係ともひびが入りかねないような、今、状況になっていると思うんですけども、それに対して、町のほうとして、今後、近隣の町村に対して、配慮っていうんですかね、っていうのが必要やと思いますけども、その点については、どういうふうに考えてはるんですか。

委員長　　池田副町長。

副町長　　王寺の理事さんも、MBSのテレビの中でも言っておられますけども、これは、太子道は太子道、それは残念やけども、ほかの連携する事業については一緒に連携してやっていきたいと言っておられ、町もそうでございます。

今、三室交差点から向こうの25号と168、これはもう、斑鳩と王寺と三郷で一緒に連携してやっておりますし、協議会つくってやっております。それはそれでやってまいりたいと考えております。連携については、それはもう間違いなくやっていくと。

また、遊水地の関係についても、大和川遊水地促進連絡協議会、ございます。これについても、今、安堵町、斑鳩、川西町でやっておりますので、これはもう連携してやっていきたいと。これには変わりはありません。

木澤委員　今回の件でね、私は、一定、不信感買っているというふうに思いますので、今後、斑鳩町としても、やっぱりほかの町との協力もいただきながら連携してやっていこうと思うと、この件については、やっぱりね、事後のフォローなり何なりというのが必要になると思いますので、だから、さっき言いました、議会に対する対応と、近隣の町に対する対応と、2つ、問題、課題が残るというふうに思いますので、そのことだけ指摘しておきたいと思います。

委員長　ほかにございせんか。　小林委員。

小林委員　ちょっと教えていただきたいんですけども、太子道の日本遺産認定推進協議会さんのほうでですね、竹内街道のようなホームページをつくられて情報発信とかされていたのか、ちょっと確認できなかったの、教えていただきたいと思います。

委員長　清水教育長。

教育長　太子道については、そういった情報発信はしておりません。

小林委員　日本遺産のほうでですね、文化庁のほうでは、2020年のオリンピック、パラリンピックまでには100件程度っていうふうにおっしゃっております。やっぱりブランド力を保つためには、限られた数を、認定件数を一定にするほうがブランド力を保てるっていうふうにおっしゃっていますし、やっぱり日本遺産を日本各地にバランスよく配置することが大切だというふうに言っていますので、期限も限られている、数も限られている中で、すぐそこで竹内街道のほうでですね、基準3条件の中

の全てをきっちりと満たしながら、ホームページも開設して情報発信をして、地元の整備をされているっていう中でですね、太子道日本遺産認定推進協議会さんとしてはですね、努力が足りなかったのかなとは思いますが、そのあたりは、各市町村の担当課の人は、どのように思っているのかな。

教育長

今、努力が足りなかったということでございますけども、太子道は太子道のやり方があったと。いろいろな、先ほど副町長が申しあげましたけども、文化庁に王寺と斑鳩で何回も行かせていただいて、どういうシナリオ、どういうアピールをしていったらええのか、いろいろ協議をする中で、うちはちゃんとそういう報告聞いておりますけども、こんなこと言ってもどうかもわかりませんが、果たして会長さんの、トップにどういった伝わり方をしているのかといったこともございます。

先ほど住民の声として、傍若無人といった声、ありましたけども、斑鳩町は傍若無人って、決して。それまでに何があったかとか言いませんけども、いろいろある中で、いろいろな協議をする中で、思惑がある中で、こういう結論に至ったということでございますので。

やり方はいろいろあると思います。努力が足らなかったということについては、私は、そういうことはなかったと思います。努力はしたけども結果につながらなかったというふうに解釈をしております。

小林委員

先ほども言いましたけれども、2020年、期限も限られている、認定の数もある程度限られているという中でですね、ライバルの竹内街道があれば努力されているという中でですね、それはもう、先に竹内街道さんが認定される。

(「まだ言うんかい」と呼ぶ者あり)

小林委員

されると思うんです。

そうやってきたらですね、その、斑鳩町としても、限られて、その2020年に認定されるっていうのはですね、僕的に、遅いと思うんです。

それはやっぱり、2019年、2018年に、早目に前倒しされること
によって、世界に情報発信できるような態勢を斑鳩町としてもやっぱり
していくほうが良いというふうに思うんですけども、そうなると、
これは今回諦めたってなってくると、斑鳩町としては、今の段階で
ですね、やっぱりもう2019年をめどにですね、斑鳩町としてしっか
りと実績の残せるような、日本遺産認定のような、今の現時点でですね、
案ってというのは、ちょっとあるのかな。それを教えていただくと、や
っぱり安心できるというかですね。

委員長 小城町長。

町長 当然、もう2020年ですから、もう間なしですから、考えますと、
やっぱりもう2017年、今年度から来年にかけてはやっぱりそういう
手続き等を追うということは、もうこれは考えておりますし、そういう
ふうに、今現在、進めております。

結局、私はやっぱり、竹内街道とかいう関係は、やっぱり大阪府も大
阪市も、大阪から発信して、やっぱりこれはもうぜひともやっぱりこの
竹内街道はやらなきゃいけないということで、あれはかなりやっぱり努
力をされています。ただ、私のほうの太子道は、結局、その立ち上がり
をやったけども、ただ1回か2回ほど会議して、その会議も結局、叡福
寺の、大阪府のお寺の叡福寺の近藤住職が、この聖徳太子が生まれた日、
間違っていますよと言われて、そこで訂正をせざるを得ないというよう
な。もう申請するわけですから。申請するやつを、叡福寺の。この間も
叡福寺へ行って、私行ったら、いや、私あんなこと言うたけど、聖徳太
子のやっぱり生年月日を間違っていますよということをおっしゃられる
んですね。

そういうことも踏まえてですね、やっぱりもう少し努力をしなかったら
なかなかいかないと思っていますし、聖徳太子の関係だから日本遺産
に登録されるというような考え方があったのかもわかりませんが、
やっぱりそういうことも十分考えていかなければ。

ただ、この日本遺産の難しさはですね、吉野郡でも、結局、林業の関

係とあれとあってですね、にわかにならなくて、遺産登録で、大淀町が外れているんですよ。そういうところも出ていますから。言うたら、世界遺産でも、ああいう、山口県かどこかがあったな、ああいうところが世界遺産に登録され。

委員長 町長、今度の日本遺産に向けて、斑鳩町は考えているということでしょうか。

町長 はいはい、はい。

小林委員 今回のね、日本遺産の認定審査の中の審査基準を見させていただくと、私も、なかなか難しいのかなというふうに思わせていただきました。その中で、斑鳩町としてはですね、しっかりと、早目にですね、2020年とは言わずに、2019年ごろには日本遺産に認定されるように努力していただきたいというふうに、要望だけさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 ちょっと何点かお聞きしたいんですけど、まず、先ほど教育長が、これ、決定してから、法隆寺さんにも説明に行ったというお話されました。法隆寺さんは、そのとき、どのようにお話しされたか、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長 清水教育長。

教育長 ちょうど法隆寺に、私が説明に参りました。説明させていただきましたけども、ちょうど古谷執事長とお会いすることができましてですね、説明をさせていただいたと。そうしたら、法隆寺さんとしてもですね、戸惑われた感じで、法隆寺はどうしたらいいんでしょうねみたいなことはおっしゃいましたけども、それは、法隆寺さんは法隆寺さんで残っていただくなり、いただかないと成り立たないというようなことは申しあ

げましたけども、ちょっと戸惑っておられたことは確かであります。

議長

今、事実をそのまま報告していただきました。それ、認識しておきます。

あともう1点、この書類の中で、結局、やはり、これとは関係なしに、今、ちょっと副町長のほうが、さまざまな事業展開と。これ、結構ウエートがかかっている、この書類の中でウエートがかかっているように思うんですね。それで、この太子道とは関係ないところで考えていると。それをちょっと簡潔に、今、どういうことを考えてはるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、聖徳太子千四百年御遠忌といいますのは、東京オリンピックの次の年であります2021年、平成33年にめぐってまいります。

全国の観光地で、今現在、東京オリンピックに向けて観光客の誘致を、現在、進めておられます。奈良県や県内の自治体も同様の取り組みをしておるところでございます。

オリンピック後の観光戦略といたしまして、幸いに、法隆寺さんでは、聖徳太子千四百年御遠忌というものが迎えられることとなります。これを好機と斑鳩町としては捉えまして、斑鳩町でもさまざまな事業を展開して、斑鳩町をアピールして、斑鳩町の活性化、そして観光客の増加につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、事業展開を図る上では、町民の皆さんがわくわくしながら、また、全国の聖徳太子と関係のある自治体、多くございますので、その自治体とも連携して、全国的に盛り上がるような事業をと考えているところでもございます。

そうしたことから、本年7月22日に食封サミットを開催いたしますけども、この食封サミットについても、よい契機となればと考えております。

全体の事業の一定のまとまりができましたら、この担当常任委員会に

もお示しして、委員皆様のご意見を伺いたいと考えておりますので、委員皆様の、何かよい事業の提案がございましたら、事業提案をいただくよう、お願いを申しあげたいと考えているところでございます。

議長 たしか町長とご一緒させていただいて町長のスピーチを聞かせていただいたときに、お札ですな、聖徳太子の、ちょっと復活のような話を住民の方々にされていた。そのときにたしか御遠忌のお話もあってお札のそういうようなこともちょっと考えているんやというような。それも含まれているような格好なんではないでしょうか。

副町長 聖徳太子を紙幣に復活するというのは、梅原猛さんがいかるがホールで講演されたときにもいろいろ言っておられました。そういうことを、先ほど申しあげましたように、全国的に聖徳太子に関係ある市町村、お寺が多いわけでございますので、それらを事業展開したら非常に盛り上がるということで、斑鳩町も盛り上がるし、全国的にも盛り上がるということで、折に触れて町長のほうからも、スピーチの中で言われたと考えておりますので、それも選択肢の1つであると考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは最後に、先ほど町長はこれからのことを考えているというふうにおっしゃいましたので、議会とも、それこそ相談していただいて進めていっていただきたいと、これは要望しておきます。

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

平成28年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。

本庄税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項の(1)平成28年度町税の収納状況について、ご報告をいたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、本日お配りしております資料の2をごらんいただけますでしょうか。本資料は、上段の表に平成28年度の町税の税目別の収納状況を、また、その下に、参考といたしまして、過去5年の年度別の収納状況をお示しさせていただきます。

上段の表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。

初めに、調定額であります。平成28年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせまして、29億8,629万7,219円となっております。前年度、平成27年度の調定額29億7,766万8,484円と比較いたしまして、862万8,735円、0.3%の増となっております。

次に、収納額でございます。平成28年度の町税収納額は、28億9,945万1,536円となっております。前年度の収納額28億8,136万4,842円と比較いたしまして、1,808万6,694円、0.6%の増となっております。

続きまして、調定額に対する収納率でございます。平成28年度の収納率は、現年分が、前年度と同率の99.2%、滞納分が、前年度より2.3ポイント減少の28.4%となっております。現年分と滞納分を合わせました全体の収納率といたしまして、97.1%、前年度の96.8%から0.3ポイントの上昇となっております。

続いて、税目別の収納状況について、ご説明いたします。

初めに、町民税でございます。個人と法人を合わせました町民税の調定額は14億8,195万7,024円、収納額は14億5,399万

4, 196円となっております。収納率は98.1%で、前年度から0.2ポイントの上昇となっております。

次に、固定資産税では、調定額が11億9,114万760円、収納額は11億3,946万406円で、収納率は95.7%、前年度から0.5ポイントの上昇となっております。

次に、軽自動車税でございます。調定額が5,006万7,770円、収納額は4,856万8,106円で、収納率は97.0%、前年度から0.3ポイントの上昇となっております。

次に、たばこ税でございます。調定額、収納額とも1億3,077万3,969円、収納率は100%でございます。

次に、都市計画税では、調定額が1億3,235万7,696円、収納額は1億2,665万4,859円、収納率は95.7%で、前年度から0.5ポイントの上昇となっております。

最後に、滞納額の状況につきまして、ご報告いたします。上段の表、右から4列目、調定額に対する収納残額の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っております。平成28年度末の滞納額は8,069万2,410円で、前年度、平成27年度決算における滞納繰越額9,019万4,976円と比較いたしまして、950万2,566円、10.5%の減少となっております。

以上、平成28年度の町税収納状況につきましてのご報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

次に、平成28年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづく

それでは、各課報告事項(2)の平成28年度斑鳩町文化振興センタ

り政策課
長

一指定管理者事業報告について、ご説明申しあげます。資料3をごらんいただけますでしょうか。

初めに、1ページの公益財団法人斑鳩町文化振興財団収支計算書前年度比較についてでございます。この収支計算書は、平成28年度の収入、支出の明細表となっており、各事業活動別に前年度と比較して各科目の執行状況の増減を示しております。

初めに、Iの事業活動収支の部でございます。

1の事業活動収入は、合計で1億4,927万7,811円です。前年度と比較して、221万3,607円の減となっております。その主な内訳は、(2)の事業収入の自主事業収入で6万6,500円の増、(3)の受託事業収入では、施設管理受託事業収入で、施設管理運営費において、平成28年度は指定管理料のうち精算科目である光熱水費及び修繕料が燃料調整費の減額などにより不用額が増加したことによる115万267円の減、使用料収入で、研修室及び附属備品の使用料収入の減額により123万4,440円の減、受託事業収入で、町とNHKとの共催事業が事業採択されなかったことから25万7,519円の減などとなっております。

次に、2の事業活動支出は、合計で1億4,885万6,811円です。前年度と比較して、83万663円の増となっております。その主な内訳は、(1)の事業費支出の①自主事業費支出で148万1,942円の増、②受託事業費支出で25万7,519円の減などとなっております。④共通支出では、16万8,172円の増で、自主事業や受託事業などに要する人件費や賃金を区分した科目となっております。⑤施設管理運営支出では、修繕料執行減及び光熱水費に係る燃料調整費の減少等に伴う需用費の減により59万6,610円の減となっております。

次に、(2)の管理費支出の①法人管理費支出は、法人管理に要する経費で、2万7,912円の減となっております。

この結果、平成28年度は、事業活動収入1億4,927万7,811円、事業活動支出が1億4,885万6,811円となり、事業活動収支差額は42万1,000円となっております。

次に、IIの投資活動収支の部では、投資活動支出で42万1,000

円となっております。これは、経年劣化によりビデオプロジェクターを更新した経費となっております。

この結果、平成28年度は、事業活動収支の部、投資活動収支の部を合わせまして、当期収支差額は0円となっております。

Ⅲの財務活動収支の部、Ⅳの予備費支出につきましては、平成28年度においては、収入、支出ともなく、収支はございませんでした。

なお、Ⅰの事業活動収支の部の1の事業活動収入のうち、斑鳩町が文化振興財団に支払っているものは、(3)の受託事業収入で、施設管理受託事業収入1億494万1,244円となっております。また、町から文化振興財団への補助金は、(4)の補助金等収入で850万9,093円となっております。

続きまして、いかるがホール施設管理運営費の内容についてでございます。裏面の2ページをごらんいただけますでしょうか。本表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内訳を表したものでございます。平成28年度のいかるがホール施設管理運営費は、一番下の行でございますが、前年度と比較して13万3,720円減の1億930万2,037円となっております。その主な内訳は、人件費が2,653万1,950円、光熱水費が1,758万5,659円、委託料が4,474万676円、事務費が1,412万8,824円、修繕費が326万408円などとなっております。また、これら費用を前年度と比較いたしますと、人件費が定期昇給及び賞与支給率改正等により48万5,975円の増、光熱水費は電気料金燃料調整単価の減額により56万9,805円の減、事務費が空調燃料費の使用量の増により34万2,564円の増、修繕料が75万5,572円の減、その他で液晶プロジェクターの取得により42万1,000円の増などとなっております。

続きまして、文化振興財団の自主事業等の収支内容についてでございます。3ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、自主事業比較表についてでございますが、この比較表は、文化振興財団が実施した自主事業の収支差額に着目した分析となっております、右端の平成28年度の合計の箇所をごらんいただけますでしょうか。平成28年度では、事業収入が1,013万4,000円、事業支出が1,

401万2,000円で、収支比率は72.3%となっております。

最後に、いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。右端の平成28年度の箇所をごらんいただけますでしょうか。平成28年度の会員数は、一般会員が563人、法人会員口数が99口で、総数で662人となっております。

以上、斑鳩町文化振興財団指定管理者の報告につきましてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 3ページの、今、説明してくれはった自主事業比較表ですね、収入と支出の差が、これ見ていると、大きくなってきているということですね。これは、その傾向と、当然こうなっていくと斑鳩町の補助金なんかの負担が大きくなっているっていうことですが、これについては、どういうふうに考えてはるんですか。

まちづく
り政策課
長 自主事業の収支についてのご質問でございます。平成28年度の自主事業収支は、前年度に比べてマイナス約141万円となっております。この原因といたしましては、芸術文化鑑賞型事業について、出演料に比べ券売収入がよくなかったと分析しており、収支差額が大きくマイナスになった事業については見直しを行っておるところでございます。以上です。

木澤委員 昨年度と比較して、今、そういうふうに言っていましたけど、これ、経年的にだんだん差が広がってきていますけども、毎年事業の見直しは行っていただいていますけども、これについては、どういう傾向なんですかね。

まちづく
り政策課 そちらにつきましてもですね、先ほど申しましたように、やはり自主事業の推移を見ていきましたも、芸術型文化鑑賞型事業のほうがですね、

長 収支率がどんどん悪くなっている状況でございますので、特にクラシックでありますとか、音楽家を呼んでの演奏等につきましては、券売が見込めるものに改善していきたいと考えております。

木澤委員 文化芸術っていう分野はお金がかかるっていうのもわかりますし、必要やということも理解はしますけども、やっぱりこうして収支が開いていくという傾向については、このままね、ずっとこういうふうに広がっていくとやっぱりよくないので、それについても、また次年度の取り組みを見せていただく中で、また意見述べさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。 小村委員。

小村委員 今、木澤委員もおっしゃったように、事業収入と事業支出が差が開いていっている中ですね、いかるがホール友の会の会員数はふえているんですよね。これは、ここの関係で言うと、どういった分析をされているんですか。

まちづく
り政策課
長 いかるがホール友の会につきましては、財団のほうでかなり努力をしておりますして、いろいろな方に呼びかけて、法人会員でありますとか個人会員の呼びかけをですね、じかに皆さんのところにまいりまして、お願いにまいっておるところでございますして、その効果があらわれてきているものと考えております。以上です。

小村委員 友の会の会員数がふえているのに事業収入が減っているっていうのは、何かこう、不思議やなっているのがあって。逆に言うと、友の会に入っているけど、結構行ってはらへんのかなと。

委員長 池田副町長。

副町長 今、課長申しあげましたように、友の会はふえています。それはいかるがホール努力しているわけですけど。友の会の方はね、映画とか、い

かるが寄席、ございますわね、それで高齢者の方、こういうところには行かれますけども、今、先ほど申しあげました、クラシックとかジャズには行かれませんので、そこで赤字が出ておるといことで、友の会の会員数と収支が合っていないと、こういうふうになっておりますので。映画とか落語はふえております。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、平成28年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長 それでは、各課報告事項（3）平成28年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告についてをご説明させていただきます。資料4をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

管理についてであります。一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っております。観光自動車駐車場については、観光協会臨時職員9名によりローテーションを組み、行事等の情報を把握し、勤務体制を柔軟に変化させることにより効率的に業務を遂行されています。続いて、斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）につきましては、観光協会職員3名と臨時職員2名の計5名で、ローテーションを組み、無休で運営しております。

次に、運営についてであります。観光自動車駐車場については、特にシーズンにおけるバスと乗用車の混在時には、移動中の団体客の安全に留意し、安全な車両誘導に努めております。あわせて、観光客への道路情報の提供などを行っております。

続いて、斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）につきましては、町内行事や社寺での催事情報の収集に努め、迅速な情報提供に心がけ、

特にJR駅の案内所との連携を密にし、細やかな対応を行っております。法隆寺iセンターは、法隆寺や斑鳩町の観光情報・行事等の情報発信はもとより、歴史街道推進事業の拠点施設としても位置付けられていることから、奈良県内の行事等についても歴史街道推進協議会等と連携をとりながら情報提供に努めております。また、町内観光施設の案内を積極的に進めておりまして、斑鳩の里観光ボランティアの会及び斑鳩アイセス・G・Gの観光ボランティアと連携し、多くの観光客を案内し、好評を得ているところでございます。

次に、利用状況及び使用料等についてでございます。資料の3ページをごらんください。観光自動車駐車場については、バスが3,419台でありまして、前年比91.4%、乗用車は22,009台でありまして、前年比100.4%となっており、収入額では、2,133万5,800円に対しまして、前年比27万6,400円の減少で、前年比98.7%となっております。次に、斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）についてであります。資料の4ページをごらんください。入場者数は57,816人で、前年比96.8%と減少しております。また、法隆寺iセンターの2階にあります多目的ホールの利用回数については181回であり、前年比111.0%となっております。駐車台数の減少につきましては、特に修学旅行等によるバスの台数が前年と比較し減数したことが大きく影響したものと考えております。斑鳩の里観光案内所では、入場者数が減ったものの、多目的ホールの有料利用回数がふえ、利用料が4万7,000円増加したところであります。

続きまして、管理に係る収支でございます。5ページをごらんください。収入では、指定管理料収入、iセンター使用料、駐車場利用料で3,317万4,800円で、支出は、観光自動車駐車場及び斑鳩の里観光案内所を合わせて、人件費、委託料等で3,093万8,386円となり、収支差額が223万6,414円となっております。また、町への精算は、修繕費、光熱水費のマイナス38万5,867円の精算額となっております。

以上、簡単ではございますが、平成28年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告とさ

せていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 バスが減って、乗用車は若干ふえているんですかね。その傾向っていうのは、今後もやっぱりそういうふうになっていくっていうふうに見込んでいるんですか。

まちづく
り政策課
長 やはり全国的な傾向としまして、バスを使った団体旅行が減りまして、インターネットを使いました個人旅行がどんどん主流になっていってきておりますので、この傾向は今後も続いていくものと考えております。
以上です。

木澤委員 町としては、対策っていうんですかね、対応っていうふうには、何か考えてはるんですか。

まちづく
り政策課
長 町営駐車場でございますので、民間さんの利益を奪ってまでこちらをふやすということはかなっていないと思いますので、やはり観光全体を盛り上げて斑鳩町に観光客をふやすということが、観光自動車駐車場の増にもつながっていくものと考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 私、この前も見かけたんですけど、法隆寺観光自動車駐車場に入るのにね、入口が、今、北側のほうから入るようになっておるんですけど、やっぱり町外の人ですとね、信号から進入される方がかなり多いので、前も私、1回言ったことあるんですけど、あそこの進入禁止の看板、何て言うのかな、車止めに見えないですよ、僕、見えても。だからその辺のちょっと、もっと表示何とかできへんのかなと思うんですけど、その辺、もしね、事故とか起きたらどうされるのかなと思うし、表示の

ほうちょっと、これ、要望ですねんけど、できたらもっと目立つようにしてほしいなと思うんですけど。

委員長 小城町長。

町長 これも、右折レーンがないという問題ありますけども、シーズンオフは一応あけてですね、今、現時点では、観光バスから来ますから、あの周辺の方々が、観光バス来たら、やっぱり右折されたら大変ですから、車両進入禁止という形をしてほしいということを、一応従って、地元の方々の意見に従ってやりますけども、看板そのものについてですね、宮崎委員さんがおっしゃるように、わかりやすい看板をするか、そういう点については、一遍考えていきたいと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、まちあるき拠点用地の購入について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 各課報告事項（４）まちあるき拠点用地の購入について、ご報告申し上げます。ことし２月の総務常任委員会におきまして、財政課よりご報告させていただきました、企業版ふるさと納税を活用したまちあるき拠点用地の購入につきまして、購入手続きを進め、このたび購入が完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

４月に境界明示を行った結果、当初の公簿面積は１，４２８．０９平方メートルでしたが、実測面積は１，３８５．６６平方メートルであったことから、地積更正をされました。土地所有者でありました奈良県農業協同組合と実測面積で協議を行い、契約単価は１平米当たり６８，０００円、坪単価に直しますと２２万４，７９３円で合意し、契約金額９，４２２万４，８８０円で平成２９年５月２９日に奈良県農業協同組合と

土地売買契約を締結いたしました。所有権移転登記は既に済ませており、6月9日に土地代金を支払ったところでございます。

この土地につきましては、今後、まちあるき拠点として、宿泊施設等の誘致を進め、滞在型観光実現に係る地域経済の活性化を図りたいと考えているところでございます。誘致に係るプロポーザルの内容については現在検討中であり、概要案が決まりましたならば当委員会にご報告してまいりたいと考えております。

なお、斑鳩町におきまして、宿泊施設新設の情報がありますことから、ご報告いたします。一般社団法人全国寺社観光協会という団体が、法隆寺周辺で宿泊施設候補の物件を探しておられ、斑鳩町法隆寺1丁目地内で用地の交渉をされているとのことでございます。民間と民間の取引であり、詳細についてはわかりかねますが、そのような動きがあるという情報をご報告申し上げます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 単価のこと言ってくれはりましたけども、近隣の土地の単価ですね、どこか示していただけないですか。

委員長 池田副町長。

副町長 これは当然買収で、鑑定価格をとっております。鑑定かけておりました、鑑定が7万2,000円でした、平米当たり。

木澤委員 あと、その後に報告してくれはった、一般社団法人、ちょっと最後まで聞き取れなかったんですけども、その方の、これ、全国っていうふうにおっしゃいましたけども、本拠地がどこにあって、斑鳩町内でこれに加入してはるところがあるのかどうか、お聞かせいただけますか。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長

一般社団法人全国寺社観光協会でございます。この一般社団法人全国寺社観光協会は、広く国内外の人々が観光を通じて歴史や文化、風土に触れることにより地域経済や地域社会の発展を目的として、さまざまな観光誘致の事業を企画されております。専ら営利を追求する法人ではなく、公共性が高く、地元との融合を目指しておられ、地域振興への貢献や協力も目指しておられます。1人でも多くの方に寺社に足を運んでいただくため、全国寺社観光協会が監修し、株式会社和空プロジェクトという会社が全国の寺社の門前や周辺に体験型の宿泊施設を建設する宿坊創生事業を展開しておられ、ことし3月には、その第1号となる和空下寺町を大阪市の四天王寺近辺にオープンされております。

所在地でございます。一般社団法人全国寺社観光協会の所在地は、東京本部が、東京都港区赤坂。最後の住所まで言いましょうか。関西本部が。

委員長

ちょっと待って。もうええな、最後の住所は。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

はい、ごめんなさい。どうぞ。

まちづく
り政策課
長

続けます。関西本部、は兵庫県神戸市中央区にございます。以上でございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてですが、これは、次の斑鳩町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)についてと関連いた

しますので、あわせて理事者の報告を求めます。

安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、3. 各課報告事項、(5) 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(案)について及び(6) 斑鳩町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)につきまして、関連がございますので、あわせてご説明をさせていただきます。

初めに、資料6をごらんください。なお、説明につきましては、改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、末尾の要旨をもって説明をさせていただきます。

一層の子育て支援の推進を図るため、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容でございますが、(1) 市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化するため、減免額を改定するものでございます。この場合、年間保育料2万3,200円が無料になるものでございます。なお、第3子以降の保育料は、平成28年度から無償化しております。

次に、(2) ひとり親世帯等の第1子の保育料負担の軽減でございますが、町民税課税額77,100円以下、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等につきまして、第1子の保育料の負担を軽減するため、減免額を改定するものでございます。月額保育料が3,000円になるよう改定するもので、現在、第1子の年間保育料は36,600円でございます。それを36,000円にするものでございます。なお、第2子以降の保育料は、平成28年度から無償化いたしております。

次に、2. 施行期日等でございますが、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。

続きまして、資料7の斑鳩町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)についてでございます。こちらも末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

まず、この私立幼稚園就園奨励費補助金は、町内及び近隣のよく利用されている私立幼稚園の保育料を年額15万円として、各世帯の所得に応じた補助を行っております。1. 改正内容でございますが、さきの町立幼稚園と同様に、(1) 市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化するため、減免額を改定するものでございます。(2) 町民税課税額77,100円以下、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等につきまして、第1子の保育料負担を軽減するため、減免額を改定するものでございます。

また、施行期日等につきましても、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。

なお、この改正に伴う影響額でございますが、さきの一般会計補正予算案にも計上させていただいておりますが、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料無償化は、町立幼稚園で5万6,400円、対象者は2人、私立幼稚園では2万3,200円、対象者1人を見込んでおります。また、ひとり親世帯等の保育料の軽減に係る影響額は、町立幼稚園が対象者1人で600円、私立幼稚園においても同様に1人600円を見込んでおります。

以上、各課報告事項(5) 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、(6) 斑鳩町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 国の法律の施行令が改正されたっていうことで、町民さんにとっても負担軽減になるのでええことやというふうに思うんですけども、さっきの補正予算のところに出ていましたけども、これ、国の負担と町の負担との、その案分っていうんですかね、それはどういうふうになっているんですか。

教育委総務課長 この町立幼稚園の保育料に関しましては、いわゆる国の、国庫補助等
はございません。いわゆる地方財政措置という形になっております。この
私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、国庫補助3分の1以内
ということで補助を受けることとなっております。以上でございます。

木澤委員 あと、これ、4月1日からってということで、既に保育料については徴
収されていると思いますけども、それについては返還をするっていう形
になるんですか。

教育委総務課長 この適用につきましては、4月1日にさかのぼって適用してまいりま
す。今、委員おっしゃいましたように、対象者には保育料を還付をして
まいりたいと、このように考えております、以上でございます。

木澤委員 あと、今入っておられない方ですね、こういう方がいらっしゃるかど
うかわからないんですけども、やっぱり保育料払うのがなかなか大変だ
ってということで行っておられない方も、こういうのができれば預けたい
わというふうになるかもしれないので、全町的にやっぱりお知らせして
いくっていうことが必要だと思うんですけど、それについては、どう考
えてはりますか。

教育委総務課長 今、委員おっしゃいましたようにですね、子育て支援という観点がご
ざいますので、周知については幅広く行ってまいりたいと考えておりま
す。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施について、理事者の報告
を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の7番目、大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料番号の8番目、大和川の氾濫に備えた避難訓練概要という標題の資料をごらんいただけますでしょうか。

本訓練につきましては、出水期を迎える中、河川の増水や氾濫に備え、町が主催として、地域の自主防災組織と連携し、大和川の氾濫を想定した避難訓練等を実施するものでございます。訓練日時につきましては、7月9日日曜日午前9時から午前11時半まで、訓練開催場所につきましては、斑鳩南中学校としております。また、訓練内容につきましては、各自主防災組織における1次避難所となります避難集合場所への集合訓練、また、避難集合場所から斑鳩南中学校への避難訓練のほか、斑鳩南中学校におきまして、避難所開設訓練や防災士による講演等の実施を予定しております。訓練参加団体につきましては、目安及び法隆寺第三団地自主防災組織のほか、斑鳩町消防団等関係団体となっております。

以上、各課報告事項の(7)大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長。

総務課長

総務課のほうから、まず1点、職員採用試験の実施につきまして、ご報告をさせていただきます。平成30年4月1日採用の職員採用試験につきまして、本年9月17日日曜日に第1次試験を実施する予定でございます。試験の実施につきましては、8月号の広報いかるが及び町ホームページで募集記事を掲載させていただく予定でございます。

以上、職員採用試験の実施につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづく まちづくり政策課から2点、報告させていただきます。

り政策課 まず、1点目でございます。町制70周年記念式典及びいかるがホール20周年記念フェスタについてでございます。斑鳩町の花及び鳥の制定についてのご説明の際、少し触れさせていただきましたが、町制70周年記念式典を9月9日土曜日午前10時からいかるがホール大ホールにて執り行う予定であります。なお、議員皆様方には、日が近づきましたらご案内状をご送付申しあげますので、ご多忙の折とは存じますが、ご臨席の栄を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。また、同日、本町の文化振興の拠点として誕生したいかるがホールが開館20年を迎えますことから、9月9日土曜日の午後に、いかるがホール20周年記念フェスタを開催する予定です。次代を担う子どもたちの発表を中心に、住民みんなでいかるがホール20周年を祝い、学び、創造する機会としてまいりたいと考えております。

2点目でございます。斑鳩町商工まつりの開催について、ご報告させていただきます。恒例となっております斑鳩町商工まつりの開催については、7月29日土曜日の開催に向けて準備等が進められているところでございます。以上でございます。

委員長 福居財政課長。

財政課長 財政課から2点、ご報告申しあげます。

まず、町有地の売り払いについてであります。2月の本委員会でご報告を申しあげましたように、龍田南6丁目地内の追手西団地跡地及び興留5丁目地内の松楽園南側の町有地の2物件につきまして、前回の一般競争入札では申込者がなく、入札を取りやめしたところであります。これらの物件につきまして、再度、一般競争入札により、売却予定価格を

下げて処分を進めてまいりたいと考えております。入札スケジュールにつきましては、7月10日に入札公告を行い、8月24日まで入札要領・入札参加申込書の交付、入札参加申込書の締め切りは8月28日で、入札日は9月15日を予定しております。なお、住民皆さま等へのご案内につきましては、7月号広報お知らせ版と町ホームページを予定しております。今後とも、利活用の見込みの低い町有地の早期処分に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、庁舎床面タイル塗装についてであります。役場庁舎1階フロアの住民課付近の床面タイルが相当傷んでおりますことから、7月中の休日を利用して、床面タイルの塗装工事を実施いたしますので、ご報告申し上げます。

財政課からは、以上でございます。

委員長 安藤教育委員会総務課長

教委総務 教育委員会事務局総務課より2点、ご報告をさせていただきます。

課長 まず、子ども模擬議会の開催についてでございます。本年も、8月7日の月曜日に、議場をお借りしまして、子ども模擬議会を開催することとしております。町内の小学6年生及び中学1年生の児童生徒がテーマに沿って意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うものでございます。また、8月4日の金曜日には、1日議員の任命式並びに議場でのリハーサルを予定をいたしております。

次に、飯島町・斑鳩町友好都市20周年記念コンサート、中学校吹奏楽部交流事業でございます。長野県飯島町と斑鳩町との友好都市協定締結20周年を記念するとともに、斑鳩町制70周年、飯島町制60周年を祝い、次世代を担う中学生同士の文化交流を通じた友好都市関係を一層深めることを目的に、同コンサートを開催することとしております。開催日は8月19日の土曜日、午前9時30分からいかるがホール大ホールにおきまして合同演奏会等を行うこととしており、その前日には、リハーサルの後、両校生徒同士の絆を深めるため、親睦会の開催を予定

しております。議長様におかれましては、大変お忙しい中、2つの行事にご出席をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、子ども模擬議会の開催、飯島町・斑鳩町友好都市20周年記念コンサートの開催についてのご報告とさせていただきます。

委員長 井上生涯学習課参事

生涯学習 生涯学習課から2点、報告ございます。

課参事 まず1点目を、私のほうから報告させていただきます。町民プールの開館についてであります。今年度も、7月1日から8月31日まで、町民プールを開館いたします。排水口の安全点検等、開館に当たりましては安全対策に万全を期してまいりますので、よろしく申し上げます。また、前回の委員会でもご報告しておりますが、役場本庁舎・水道庁舎の夏季一斉閉庁に合わせまして、7月24日、8月14日、21日のいずれも月曜日に無料開放を行ってまいります。

1点目については、以上であります。

委員長 中原生涯学習課長

生涯学習 それでは、生涯学習課からもう1点、ご報告がございます。

課長 4月から開始しております電子図書館サービスの状況についてでございます。電子図書館サービスにつきましては、今年度の4月1日より開始をさせていただいておりますけれども、5月末までの2か月間で、登録者数は100件、貸出数は236件でございます。7月1日からはメールでの登録申込みを開始し、当該サービスの登録促進を目指してまいりますと考えております。

以上、電子図書館サービスの状況についてでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 毎年言うているんですけども、職員採用試験ですね、副町長のほうでもこれまで方針については述べていただいていますけども、採用についてやっぱり、多目についていうんですかね、採っていただいて、やっぱり職員さんふやしていくという考え方で臨んでいただきたいと思えますけども、これについては、いかがでしょうか。

委員長 小城町長。

町 長 職員採用については慎重に採用するというので、定員等については、そういうひとつの含みも含んで、できるだけ職場に空白が起こらないようにしていきたいと思っておりますので、来年度採用については、若干名ということをお願いしたいと思えます。

木澤委員 あと、もう1個ですね、町有地の入札ですけども、今度2回目の入札をかけるということで、これまでも入札かけてきたけども、不調に終わっていると思うんです。それで、随契っているんですかね、という方式でやっていましたけども、やっぱり2回目も入札でいくっていうことなんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 一般的には、やはり2回程度はまず入札にかけて、あとはもう買いたい人あったら随意契約になってきますよね。やはり2回までは入札をやっていくとなっておりますので。2回ないし3回ですけども。やはり1回の入札だけではやはり、また疑念を生んだらあきませんので。どこの

自治体でもやっぱり数回入札されますので。そこら、ご理解いただきたいと思います。ちょっと手間になってきますけども。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点だけ、質疑というかお願いなんですけども、消防コミュニティセンターに、畳になってますけども、簡易の椅子を設置、準備していただいています、あそこ利用された団体の方から、非常に助かったと、ありがたいと。ただ、もうちょっと数ふやしてもらえませんかという事でご要望聞いているんですけども、これ、対応していただけますかね。

委員長 小城町長。

町 長 今、どことも、コミュニティセンターというのは、公民館そのものについては、大体座椅子を据え付けるというご要望ございますから、今、補助金申請の中でもそういう形のところもございますし、コミュニティセンターは、消防コミセンは、非常に利用度が高い、そういう面から考えますと、そういうものは早急にしていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 11時32分 閉会)